

(別紙) 情報理工学部先端工学基礎課程

◎長期履修制度

学生が職業(非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。)を有することにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の修業年限(学部4年間)で卒業することが困難な場合に標準の年限を超えて一定の期間(在学期間の限度を超えない範囲でおかつ1年単位)にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。

1. 長期履修の申請

新入生の長期履修の申請は入学手続き時、在学生の長期履修の申請は、2月上旬の大学が定める時期に行います。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、申請することができません。したがって申請可能な在学生は、学部3年次生までとなります。

2. 長期履修期間の変更(延長・短縮)の申請

長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」)は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。ただし、長期履修期間の延長及び短縮の申請は、合わせて1回限りとします。長期履修期間の変更(延長・短縮)は、長期履修の最終年次に在学する学生は申請できません。

在学生の長期履修の変更(延長・短縮)の申請は、延長・短縮を適用する年度の前年度に行うものとし、2月上旬の大学が別に定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取り止めの申請

長期履修学生は、就業環境が変動した場合、許可を得て取り止めることができます。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、取り止めに申請することができません。したがって、申請可能な在学生は学部3年次生までとなります。長期履修の取り止めの申請は、2月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 授業料総額の差額の徴収

長期履修学生が長期履修を取り止めた場合、当該学生が長期履修学生ではない学生であったと仮定した場合に徴収すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに支払った授業料総額との差額は、当該学生が長期履修学生ではない学生となる学年開始の期の最初の月に授業料として全額を徴収します。

◎ 情報理工学部先端工学基礎課程(例)

	← 修業年限(4年間) →																	
	1年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		8年			
授業料徴収	年額267,900円		年額267,900円		年額267,900円		年額267,900円		合計1,071,600円									
	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	
① 通常の修業年限(学部4年間) 情報理工学部先端工学基礎課程授業料	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950										
	年額:267,900円(※年額授業料は予定です)								卒業									
	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300				
② 入学手続き時に6年間の長期履修を申請(例) <合計在学期間6年>																		
	年額267,900円								年額134,000円		年額134,000円		年額134,000円		年額133,800円		合計1,071,600円	
③ 2年次に4年間の長期履修を申請(例) <合計在学期間6年>	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000	66,900	66,900						
	長期履修申請(2月上旬)								年数で除した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる 「授業料徴収規程第4条1項」								卒業	
	年額267,900円								年額134,000円		年額134,000円		年額267,800円		合計:1,071,600円			
④ 2年次に4年間の長期履修申請した学生が4年次に長期履修の短縮を申請(例) 長期履修期間4年→3年へ <合計在学期間5年に変更>	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000	67,000	67,000	67,000	133,900	133,900								
	長期履修申請(2月上旬)								短縮申請(2月上旬) (短縮を適用する年度の前年度に申請)								卒業	
	年額267,900円								年額134,000円		年額401,800円		合計1,071,600円					
⑤ 2年次に4年間の長期履修を申請した学生が3年次に長期履修取り止めに申請(例)	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000	67,000	133,950	133,900										
	長期履修期間4年→3年次に長期履修を取り止め申請(※4年次になってからの取り止めはできない。)								取り止め申請(2月上旬)								卒業	
	<通常の4年間で卒業>								長期履修申請(2月上旬)								(2月上旬)(修業年限の前年度に申請・承認)	

\* 情報理工学部先端工学基礎課程学生の長期履修制度の申請、変更(延長・短縮)及び取り止めの手続の詳細については、教務課学部教務係にお問い合わせください。

(別紙) 大学院情報理工学研究科(博士前期課程)、大学院情報システム学研究科(博士前期課程)

◎長期履修制度

学生が職業(非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。)を有することにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の修業年限(博士前期課程2年間、博士後期課程3年間)で修了することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間(在学期間の限度を超えない範囲でなおかつ1年単位)にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。

1. 長期履修の申請

新入生の長期履修の申請は入学時、在学生の長期履修の申請は、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に行います。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、申請することができません。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程は1年次生及び博士後期課程は2年次生までとなります。

2. 長期履修の変更(延長・短縮)の申請

長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」)は、就業環境が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。ただし、この場合、長期履修期間の延長及び短縮の申請は、合わせて1回限りとします。長期履修期間の変更(延長・短縮)は、長期履修の最終年次に在学する学生はできません。

在学生の長期履修の変更(延長・短縮)の申請は、延長・短縮を適用する年度の前年度に行うものとし、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が別に定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取り止めの申請

長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て取り止めることができます。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、取り止めに申請することが出来ません。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程は1年次生及び博士後期課程は2年次生までとなります。

長期履修申請の取り止めの申請は、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 授業料総額の差額の徴収

長期履修学生が長期履修を取り止めた場合、当該学生が長期履修学生ではない学生であったと仮定した場合に徴収すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに支払った授業料総額との差額は、当該学生が長期履修学生ではない学生となる学年開始の期の最初の月に授業料として全額を徴収します。

(例) 博士前期課程	標準修業年限(2年間)								
	1年		2年		3年		4年		
授業料徴収	年額535,800円		年額535,800円		合計:1,071,600円				
	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月
① 通常の修業年限(修士2年間) 大学院博士前期課程学生授業料年額:535,800円(※年額授業料は予定です) 修了	267,900	267,900	267,900	267,900					
	年額357,200円		年額357,200円		年額357,200円		合計:1,071,600円		
② 入学時3年間の長期履修を申請 <合計在学期間3年>	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600			
	年額535,800円		年額267,900円		年額267,900円		合計:1,071,600円		
③ 1年次に2年間の長期履修を申請(例) <合計在学期間3年>	267,900	267,900	133,950	133,950	133,950	133,950			
	長期履修申請 (2月上旬)				修了				
	年額267,900円		年額267,900円		年額535,800円		合計:1,071,600円		
④ 長期履修学生(入学時申請許可者)が2年次に長期履修の短縮を申請(例) 長期履修期間4年→3年へ <合計在学期間3年に変更>	133,950	133,950	133,950	133,950	267,900	267,900			
			短縮申請		修了				
			(短縮を適用する年度の前年度に申請)						
	年額357,200円		年額714,400円		合計:1,071,600円				
⑤ 長期履修学生(入学時申請許可者)が1年次に長期履修取り止めに申請(例) 長期履修期間3年→1年次に長期履修を取り止め申請 <通常の2年間で修了>	178,600	178,600	267,900	267,900					
			取り止め申請		修了				
			(2月上旬)		(標準修業年限の前年度に申請・承認)		(※2年次になってからの取り止めはできない。)		

授業料の差額は標準修業年限等で修了を認められた学年開始の最初の期に徴収する。「授業料徴収規程第4条4項,5項」

\* 大学院学生の長期履修制度の申請、変更(延長・短縮)及び取り止めの手続の詳細については、教務課大学院教務係に問い合わせください。

(別紙)大学院情報理工学研究科(および大学院電気通信学研究科)(博士後期課程)、大学院情報システム学研究科(博士後期課程)

◎長期履修制度

学生が職業(非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。)を有することにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の修業年限(博士前期課程2年間、博士後期課程3年間)で修了することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間(在学期間の限度を超えない範囲でなおかつ1年単位)にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。

1. 長期履修の申請

新入生の長期履修の申請は入学手続時、在学生の長期履修の申請は、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に行います。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、申請することができません。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程は1年次生及び博士後期課程2年次生までとなります。

2. 長期履修の変更(延長・短縮)の申請

長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」)は、就業環境が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。ただし、この場合、長期履修期間の延長及び短縮の申請は、合わせて1回限りとします。長期履修期間の変更(延長・短縮)は、長期履修の最終年次に在学する学生はできません。

在学生の長期履修の変更(延長・短縮)の申請は、延長・短縮を適用する年度の前年度に行うものとし、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が別に定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取り止めの申請

長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て取り止めることができます。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、取り止めに申請することが出来ません。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程は1年次生及び博士後期課程は2年次生までとなります。

長期履修申請の取り止めの申請は、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 授業料総額の差額の徴収

長期履修学生が長期履修を取り止めた場合、当該学生が長期履修学生ではない学生であったと仮定した場合に徴収すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに支払った授業料総額との差額は、当該学生が長期履修学生ではない学生となる学年開始の期の最初の月に授業料として全額を徴収します。

(例)博士後期課程	標準修業年限(3年間)											
	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
授業料徴収	年額535,800円		年額535,800円		年額535,800円		合計:1,607,400円					
	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月
① 通常の修業年限(博士3年間) 大学院博士後期課程学生授業料年額:535,800円(※年額授業料は予定です)	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900						
年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円	年額267,900円
② 入学手続時に6年間の長期履修を申請 <合計在学期間6年間>	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950
③ 2年次に2年間の長期履修を申請(例) <合計在学期間4年>	267,900	267,900	267,900	267,900	133,950	133,950	133,950	133,950				
					長期履修申請: (2月上旬)				修了:			
	年額321,500円	年額321,500円	年額321,500円	年額321,500円	年額482,200円	年額482,200円	年額482,200円	年額482,200円	合計:1,607,400円			
④ 長期履修学生(入学時申請許可者)が2 年次に長期履修の短縮を申請(例) 長期履修期間5年→4年へ <合計在学期間4年に変更>	160,750	160,750	160,750	160,750	241,100	241,100	241,100	241,100				
					短縮申請: (2月上旬)				修了:			
					(短縮を適用する年度の前年度に申請)							
	年額401,900円	年額401,900円	年額401,900円	年額401,900円	年額803,600円	年額803,600円	年額803,600円	年額803,600円	合計:1,607,400円			
⑤ 長期履修学生(入学時申請許可者)が2 年次に長期履修取り止めに申請(例)	200,950	200,950	200,950	200,950	267,900	267,800						
					取り止め申請: (2月上旬)				修了:			
					(標準修業年限の前年度に申請・承認)							
					授業料の差額は標準修業年限等で修了を認められた学年開始の最初の期に徴収する。「授業料徴収規程第4条4項,5項」							

\* 大学院学生の長期履修制度の申請、変更(延長・短縮)及び取り止めの手続の詳細については、教務課大学院教務係に問い合わせてください。